

① 国際出願

	PCT (特許協力条約)	ハーグ制度 (ジュネーブ改正協定)	マドプロ (マドリッド協定議定書)
対象	特許・実用新案	意匠	商標
優先権	国内出願から1年	国内出願から6ヶ月	(国内出願から6ヶ月) 主張しなくても良い
出願	日本特許庁に国際出願	国際事務局に国際登録出願 (日本特許庁に願書提出)	国際事務局に国際登録出願 (日本特許庁に願書提出)
基礎	国内出願を基礎としても、しなくても可	国内出願を基礎としても、しなくても可	国内出願か登録が必要
国の指定	全指定だが、移行する国を決めれば良い	出願時(事後指定はできない)	出願時と事後指定時
日本指定	国内優先権主張になる	可	不可
手数料	国際出願手数料 送付手数料 調査手数料	送付手数料 基本手数料 公表手数料 指定手数料	本国官庁手数料 基本手数料 付加又は個別手数料
国際登録	国際調査や国際予備審査はあるが、見解を出すだけ	国際事務局の方式審査後 (権利が発生する訳ではない)	国際事務局の方式審査後 (権利が発生する訳ではない)
国際公開	優先日から1年6ヶ月後に国際公開	国際登録から1年後に国際公表	制度としてはないが、情報は公開される
各国移行	優先日から2年6ヶ月以内に現地代理人に依頼	国際公表後に各国で審査	国際登録後に各国で審査
各国審査	直接出願と同様	6ヶ月又は1年以内に拒絶通報がなければ登録保護	1年又は1年6ヶ月以内に拒絶通報がなければ登録保護
拒絶対応	現地代理人を介して各国特許庁に手続	現地代理人を介して各国特許庁に手続	現地代理人を介して各国特許庁に手続
登録査定	各国特許庁から通知	国際事務局が保護付与声明	国際事務局が保護認容声明
維持・更新	各国で維持年金納付	国際登録から5年毎に国際事務局に更新手続	国際登録から10年毎に国際事務局に更新手続

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp